

乳児等通園支援事業

(こども誰でも通園制度)

【三雲北こども園】重要事項説明書

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【三雲北こども園】 重要事項説明書

令和8年6月22日現在

1 事業の運営主体

法人名称	松阪市
法人所在地	松阪市殿町 1340 番地 1
法人の電話番号	0598-53-4084（松阪市役所こども未来課）
代表者氏名	松阪市長 竹上 真人

2 施設の概要

種別	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	一般型
施設名称	松阪市立三雲北こども園	
施設所在地	松阪市肥留町 551 番地	
施設の連絡先	TEL 0598-56-6810	
責任者職氏名	園長 浅井 由華	
開設年月日	令和6年7月1日	
その他の事業	（同一建物内）幼保連携型認定こども園、一時預かり事業	

3 利用対象年齢と定員

0歳6か月～満3歳未満

定員	計
1時間あたり	5人

4 設備の概要

（1）乳児等通園支援事業の預かり

乳児等通園支援を行う専用の部屋の場合

乳児等通園支援室 82.25 m²

(2) 併設施設を含む建物全体

敷地面積 11,402 m²

園舎 延床面積 2,875.39 m²

部屋の数と面積

保育室	10 室	635 m ²
乳児室	1 室	38.94 m ²
調乳室	1 室	6.90 m ²
沐浴室	1 室	30.6 m ²
屋内遊戯場	1 室	429.77 m ²
こども用便所	8 室	111.42 m ²
保健室	1 室	12 m ²
調理室	1 室	144.89 m ²
職員室	1 室	109.58 m ²
相談室	1 室	8.58 m ²
一時預かり室	室	0 m ²
病児保育室	室	0 m ²
子育て支援室 (地域子育て支援センター)		—
その他(ろう下等)		1,357 m ²

屋外遊戯場(園庭) 1,975.23 m²

5 事業の目的と運営方針

(1) 事業目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、全ての子育て家庭に対して支援する。

(2) 保育理念と教育・保育の目標

- ①くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ②健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ③人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切に作る心育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

(3) 教育・保育の方針

- ①一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- ②子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整える。
- ③子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育する。

6 提供する乳児等通園支援の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年告示）に準じて、利用するこども及びその保護者の心身の状況等に応じて支援をし、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

《乳児等通園支援計画》

	計画
0歳～2歳	一人一人の発達や家庭での生活リズムに応じた関わりのもとで、ふれあう心地よさを感じ安心して過ごしていく。 家族以外の大人や年齢が近いこどもと関わる機会を持つこと、また家庭とは異なる経験をすることで、ものや人への興味や関心を広げ社会性を育てていく。
保護者支援	専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、育児に対する悩みや孤立感、不安感を解消し、育児の負担軽減につなげていく。

7 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長（責任者）	1人	1人	0人	認定こども園長
保育士	5人	1人	4人	うち1名は認定こども園と兼務

8 利用時間等

開園日時	月曜日～金曜日 9:00 ～ 15:00
休園日	・土曜日、日曜日、祝祭日、年末・年始（12月29日～1月3日）
利用方法	・月10時間まで利用可能 ・1日の利用時間 最低1時間 最大6時間 30分単位

9 利用料金

利用者負担額 1時間当たり300円

利用料金の納付方法 利用毎に請求。お迎え時に納付していただきます。

10 給食・おやつの提供等

給食	なし（保護者持参）
おやつ	なし（保護者持参）
アレルギー対応	あり

《アレルギー対応について》

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年4月厚生労働省）に基づき、適切な対応に努めています。

事前面談時にアレルギーの有無などお子さんに関する情報を聞き取ります。

11 利用開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

（1）基本的な留意事項

利用開始の前に事前面談	利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴（家庭での過ごし方、離乳や食事・アレルギーの情報など）や保護者の意向等を把握します。
利用開始について	登園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、利用乳幼児の保護者とその内容の説明を行います。 面談後、利用が可能となりましたら総合支援システム（つうえんポータル）にて利用の予約を行ってください。
総合支援システム（つうえんポータル）	利用者の基本情報の登録や、登園の予約・キャンセル、利用実績の確認などを総合支援システムで行います。

<p>利用上の留意点</p>	<p>(1) 登園時の留意点 ①誰でも通園ルームに設置してあるQRコードを読み取り、登園登録をお願いします。故障の原因となりますのでこどもには操作させず（触れさせず）、保護者の方が操作をしてください。 ②登園時に登録をお願いします。 (2) 降園時の留意点 ①誰でも通園ルームに設置してあるQRコードを利用終了時間までに読み取り、降園登録をお願いします。 ②降園時間を1分より過ぎますと、追加の利用料金が発生します。 ③利用時間上限（10時間/月）を過ぎた場合は、利用料金に加えて以下の料金を徴収します。 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円 ④送迎は原則、登録された方をお願いします。やむを得ず、違う方が送迎される場合は必ず事前に連絡をお願いします。 ⑤お迎えの時間に変更になる場合は、連絡をお願いします。</p>
<p>キャンセルについて</p>	<p>利用をキャンセルしたいときは、以下の手続きをお願いします。 ①利用当日の午前0時までに、つうえんポータルより「予約をキャンセルする」の手続きをお願いします。その場合の利用料金の請求、利用可能時間の減算はありません。 ②利用当日の午前0時以降にキャンセルがあった場合、または無断キャンセルの場合は、利用予定であった予約時間分を利用可能時間から減算します。 ③また、無断キャンセルが3度行われた場合または利用開始後のキャンセルが多発した場合は利用をお断りすることがあります。</p>
<p>利用予約の変更について</p>	<p>利用予約の時間を変更したいときは、以下の手続きをお願いします。 ①つうえんポータルより現在の利用予約をキャンセルしたうえで再度予約を取り直してください。 ②再度、予約をする場合は、予約入力締め切りが、利用をしようとする日の前日（営業日に限る）の午前11時59分となっていますのでご注意ください。 ③当日になって利用時間を変更（利用時間を増やすことはできません）したい場合は、利用予約時間までに、三雲北こども園誰でも通園ルーム（0598-56-6810）まで必ずご連絡をお願いします。 ④自己都合により当日になって利用時間を変更した場合は、利用予定であった予約時間分を利用可能時間から減算します。</p>
<p>申請内容が変更があった場合</p>	<p>婚姻・離婚等で苗字が変わった、市内で住所が変更になった、メールアドレスを変更した、つうえんポータルを利用する保護者を追加したい場合などは右の二次元コードからアクセスし、認定変更フォームから申請して下さい。</p> 
<p>利用終了について</p>	<p>下記のいずれかの状態となった時は利用が終了いたします。 ①認可保育施設（保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所）、企業主導型保育事業所への通園が決定したとき。 ②松阪市外へ転出をしたとき。 ③こどもの年齢が満3歳となったとき。（誕生日の前々日まで利用できます。） ④利用料の滞納が数回続き、かつ支払う意思が認められないとき。 ※①②が確定した段階で、専用フォームから認定消滅申請を提出してください。認定消滅申請は上記の二次元コードからアクセスできます。</p>

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ① 病気や体調の悪い場合は、利用をご遠慮願います。お子さんの状況や感染症により、利用をお断りする場合があります。
- ② 登園前に、家庭にて検温及び体調のチェックをお願いします。登園後に、発熱やひどい咳、嘔吐、下痢等の症状がある場合には、全身の状態を観察しながら連絡をさせていただきます。
- ③ お薬は原則としてお預かりしません。
- ④ 予防接種は機会を逃さず予定を立てながら受けるようにお願いします。また、接種後その旨をお知らせ下さい。

1.2 緊急時における対応

乳児等通園支援の提供中、お子さんに体調の急変などがあった場合、すみやかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、保護者及び松阪市に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

お子さんに対する乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

【管轄する消防署】

消防署名	松阪地区広域消防組合三雲分署
所在地	松阪市曾原町 872
電話番号	0598-56-2536

【管轄する警察署】

警察署名	小野江警察官駐在所
所在地	松阪市肥留町 840-2
電話番号	0598-56-3033

1.3 非常災害時の対策

非常時災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常時災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	園長 浅井 由華
消防計画届出年月日	令和7年4月1日
避難訓練	避難訓練、消火訓練：毎月1回以上実施
防災設備	消火設備、警報設備等

避難場所と指定避難所

避難場所 (緊急的に避難する場所)	第1避難場所：当園の園庭及び駐車場 第2避難場所：小野江小学校
指定避難所	第1避難所：小野江小学校（地震） 第2避難所：豊田小学校（地震）

1.4 賠償責任保険の加入状況（以下の保険に加入しています。）

保険の種類	全国市長会学校災害賠償補償保険 民間傷害総合保険
保険の内容	死亡補償、入院補償など
保険料	保護者負担なし

1.5 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	國分 菜央美（主任）	TEL 0598-56-6810
相談・苦情解決責任者	浅井 由華（園長）	TEL 0598-56-6810
第三者委員	浅井 由子	TEL 090-6808-0891
	瀬古 小枝	TEL 090-8473-0191

(1) 苦情の受付

苦情は、面接・電話・書面などにより受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出る事も出来ます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員に報告します。第三者委員は苦情の内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求める事が出来ます。なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

① 第三者委員による苦情内容の確認

②第三者委員による解決案の調整・助言

③話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 当法人内では解決できない苦情は、三重県社会福祉協議会に設置された三重県福祉サービス運営適正化委員会に申し出る事が出来ます。

(津市桜橋二丁目 131 三重県社会福祉協議会内 059-213-1222)

1.6 虐待の防止のための措置について

(1) 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講じます。

①人権の擁護・虐待の防止に関する必要な体制の整備。

②職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止。

③虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。

④その他虐待防止のために必要な措置。

(2) 虐待等の行為とは、児童福祉法第33条第10項各号に規定する行為をいう。

(3) 乳児等通園支援中に当園の職員または保護者(こどもを現に養育する者を含む)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待防止法に従い、松阪市や児童相談所等の行政機関に通告します。

1.7 個人情報の取り扱い

(1) 乳児等通園支援の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令等による必要な場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(2) 個人情報の取り扱いについて関係法令及び当法人の「個人情報保護規定」を遵守し、適切な取り扱いを行います。

個人情報窓口

個人情報に係る窓口を以下のとおり設置しています。

個人情報相談窓口	國分 菜央美 (主任)	TEL 0598-56-6810
個人情報統括責任者	浅井 由華 (園長)	TEL 0598-56-3305

(3) 園での様子の写真などを松阪市の公式ホームページや SNS、たより等に掲載することがあります。※児童名については掲載しません。

写真の掲載を () 承諾します。

() 承諾しません。

当園は、乳児等通園支援の提供にあたり、利用申込者に対して、本書面にに基づき運営
規程の概要、従業者の勤務体制、乳児等通園支援の内容等重要事項を説明いたしまし
た。

年 月 日

事 業 者 名 称 三雲北こども園（こども誰でも通園）

住 所 松阪市肥留町 551 番地

説明者 職 名 こども誰でも通園

氏 名

私は、本書面により、三雲北こども園が提供する乳児等通園支援の内容等重要事項の
説明を受け、三雲北こども園が提供する乳児等通園支援を利用することについて、同
意いたします。

年 月 日

利用申込者(利用児の保護者)

住 所

氏 名

(利用児の氏名)

(利用児との続柄：)